新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第29号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前

(給料)

第3条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成7年静岡県条例第8 号。以下「勤務時間条例」という。)第9条第 1項に規定する正規の勤務時間(以下単に 「正規の勤務時間」という。)による勤務に対 する報酬であつて、この条例に定める管理職 手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手 当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特 殊勤務手当、特地勤務手当(第12条の3の規 定による手当を含む。第17条第2項において 同じ。)、へき地手当(第12条の5第1項又は 第2項の規定による手当を含む。第17条第2 項において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤 務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職 員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷 地手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣 手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型イン フルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23 条の2において同じ。)を除いたものとする。

2 · 3 (略)

(災害派遣手当)

第23条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成16年法律第112号)第154 改正後

(給料)

第3条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成7年静岡県条例第8 号。以下「勤務時間条例」という。)第9条第 1項に規定する正規の勤務時間(以下単に 「正規の勤務時間」という。)による勤務に対 する報酬であつて、この条例に定める管理職 手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手 当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特 殊勤務手当、特地勤務手当(第12条の3の規 定による手当を含む。第17条第2項において 同じ。)、へき地手当(第12条の5第1項又は 第2項の規定による手当を含む。第17条第2 項において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤 務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職 員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷 地手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣 手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型 インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23 条の2において同じ。)を除いたものとする。

2 · 3 (略)

(災害派遣手当)

第23条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成16年法律第112号)第154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第44条において準用 する場合を含む。)及び大規模災害からの復興 に関する法律(平成25年法律第55号)第56条 第1項に規定する職員で、住所又は居所を離 れて県の区域に滞在することを要するものに 支給する。

2 · 3 (略)

(給料)

条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第26条の8において 準用する場合を含む。)及び大規模災害からの 復興に関する法律(平成25年法律第55号)第 56条第1項に規定する職員で、住所又は居所 を離れて県の区域に滞在することを要するも のに支給する。

2 · 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 (静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前

第4条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成7年静岡県条例第8

号。以下「勤務時間条例」という。)第2条か ら第5条までに規定する勤務時間(以下「正 規の勤務時間」という。)による勤務に対する 報酬であつて、この条例に定める管理職手 当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手 当、单身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務 手当(第13条の3の規定による手当を含む。 第18条第2項において同じ。)、へき地手当 (第13条の5の規定による手当を含む。第18

条第2項において同じ。)、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手 当、寒冷地手当、産業教育手当、定時制通信 教育手当、義務教育等教員特別手当及び災害

派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型 インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。

第23条の5において同じ。)を除いたものとす る。

2 (略)

(災害派遣手当)

第23条の5 災害派遣手当は、災害対策基本法

改正後

(給料)

第4条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成7年静岡県条例第8 号。以下「勤務時間条例」という。)第2条か ら第5条までに規定する勤務時間(以下「正 規の勤務時間」という。)による勤務に対する 報酬であつて、この条例に定める管理職手 当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手 当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務 手当(第13条の3の規定による手当を含む。 第18条第2項において同じ。)、へき地手当 (第13条の5の規定による手当を含む。第18 条第2項において同じ。)、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手 当、寒冷地手当、産業教育手当、定時制通信 教育手当、義務教育等教員特別手当及び災害 派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定 新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。 第23条の5において同じ。)を除いたものとす る。

2 (略)

(災害派遣手当)

第23条の5 災害派遣手当は、災害対策基本法

(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成16年法律第112号)第154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号)<u>第44条</u>において準用 する場合を含む。)及び大規模災害からの復興 に関する法律(平成25年法律第55号)第56条 第1項に規定する職員で、住所又は居所を離 れて県の区域に滞在することを要するものに 支給する。 (昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成16年法律第112号)第154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号)<u>第26条の8</u>において 準用する場合を含む。)及び大規模災害からの 復興に関する法律(平成25年法律第55号)第 56条第1項に規定する職員で、住所又は居所 を離れて県の区域に滞在することを要するも のに支給する。

2·3 (略)

2 · 3 (略)

(給料)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前

5/11

改止月

第4条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成7年静岡県条例第8 号。以下「勤務時間条例」という。)第2条か ら第5条までに規定する勤務時間(以下「正 規の勤務時間」という。)による勤務に対する 報酬であつて、この条例に定める管理職手 当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、 地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤 務手当、特地勤務手当(第12条の3の規定に よる手当を含む。第17条第2項において同 じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間 勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災 害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新 型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含 む。第22条の2において同じ。)を除いたもの とする。

2 (略)

(災害派遣手当)

改正後

(給料)

第4条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成7年静岡県条例第8 号。以下「勤務時間条例」という。)第2条か ら第5条までに規定する勤務時間(以下「正 規の勤務時間」という。)による勤務に対する 報酬であつて、この条例に定める管理職手 当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、 地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤 務手当、特地勤務手当(第12条の3の規定に よる手当を含む。第17条第2項において同 じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間 勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手 当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災 害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特 定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含 む。第22条の2において同じ。)を除いたもの とする。

2 (略)

(災害派遣手当)

第22条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第32条第1項(武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成16年法律第112号) 第154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第44条において準用 する場合を含む。)及び大規模災害からの復興 に関する法律(平成25年法律第55号) 第56条 第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに 支給する。

第22条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第32条第1項(武力 攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律(平成16年法律第112号) 第154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 第26条の8において 準用する場合を含む。)及び大規模災害からの 復興に関する法律(平成25年法律第55号) 第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所 を離れて県の区域に滞在することを要するものに支給する。

2·3 (略)

2·3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の静岡県地方警察職員の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。